

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員	風-3-3
1. 災害対策本部の設置前の配備体制	風-3-3
2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制	風-3-4
3. 災害活動班における動員計画	風-3-23
4. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画	風-3-25
5. 災害時における職員の服務及び福利厚生	風-3-25
6. 平常業務の機能	風-3-27
7. 情報システムの復旧	風-3-27
第2節 情報の収集・伝達・報告	風-3-28
1. 通信体制	風-3-28
2. 気象情報等の収集・伝達	風-3-33
3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達	風-3-38
4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告	風-3-42
第3節 水防活動	風-3-52
1. 水防活動に関する基本的な考え方	風-3-52
2. 水防活動実施体制	風-3-53
3. 水防活動の内容	風-3-56
4. 水防配備の解除	風-3-56
第4節 応援の要請・受入れ	風-3-57
第5節 自衛隊への災害派遣要請	風-3-57
第6節 災害広報・広聴対策	風-3-57
第7節 応急避難	風-3-57
第8節 避難所の設置・管理	風-3-57
第9節 広域避難の要請・受入れ	風-3-57
第10節 帰宅困難者等対策	風-3-57
第11節 要配慮者への対応	風-3-57

第12節 消火・救助対策

風-3-57

第13節 医療救護

風-3-57

第14節 安全確保対策

風-3-57

第15節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行

風-3-57

第16節 災害救助法の適用

風-3-57

第17節 緊急輸送活動・交通の機能確保

風-3-58

第18節 緊急物資の供給

風-3-58

第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

風-3-58

第20節 行方不明者及び遺体の搜索・収容・処理及び埋葬

風-3-58

第21節 環境対策

風-3-58

第22節 保健衛生活動

風-3-58

第23節 ライフラインの応急対策

風-3-58

第24節 応急教育等

風-3-58

第25節 応急公用負担等

風-3-58

第26節 ボランティア協力対策

風-3-58

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員

《基本方針》

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、住宅の倒壊や流失、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の破損、生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害対策基本法及び佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第23号）の定めるところにより、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

1. 災害対策本部の設置前の配備体制

市長は、次の配備基準に該当する場合、危機管理室長を責任者とする第1配備体制又は第2配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置前の配備基準及び配備体制

災害対策本部設置前の配備基準及び配備体制については、次のとおりとする。

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第1配備	次の気象注意報の1以上が佐倉市に発表され、又は災害が発生するおそれがあり、本部長（市長）が必要と認めた場合 ア 大雨注意報 イ 洪水注意報 ウ 風雪注意報 エ 大雪注意報	担当職員が自宅または職場で待機し、防災担当課等で情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、水防班員については、配備から除く。	<input type="radio"/> 所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり
第2配備	次の気象警報の1以上が佐倉市に発表され、又は災害が発生するおそれがあり、本部長（市長）が必要と認めた場合 ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 暴風雪警報 オ 大雪警報	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、水防班員については、配備担当から除く。	<input type="radio"/> 所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり <input type="radio"/> 各出先機関の施設管理者（避難所開設の指示があった場合） <input type="radio"/> 避難所 避難所配備職員（避難所開設の指示があった場合）

(2) 災害対策本部設置前の活動体制

災害が発生するおそれのある状況、又は災害発生の状況に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- ① 危機管理室は、銚子地方気象台が発表する気象注意報・警報等や民間気象情報サービスシステム等から収集した気象情報、千葉県防災情報システムから収集した水位情報を踏まえ、災害が発生するおそれのある場合は、危機管理室長を通じ、市長及び副市長に報告する。
- ② 危機管理室は、必要に応じ、第1配備職員、第2配備職員又は水防班員を現地に派遣することにより、被害の発生状況や水位等の情報を収集し、被害が発生し、又は被害の発生のおそれがある場合は、危機管理室長を通じ、市長及び副市長に報告する。
- ③ 現に災害が発生した場合は、第1配備体制又は第2配備体制をとっている所属において、「2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制 (4) 災害対策本部の組織及び運営 ⑦ 災害対策本部組織の事務分掌」に基づき、災害応急対策を実施する。
また、水防班活動については、「第3節 水防活動」に定めるところによる。

(3) 配備を解く基準

市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部長（市長）は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置基準

- ① 佐倉市に次の特別警報が発表された場合
 - ア 大雨特別警報
 - イ 暴風特別警報
 - ウ 暴風雪特別警報
 - エ 大雪特別警報
- ② 佐倉市において、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- ③ 佐倉市において、大規模な災害が発生する、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合
- ④ その他災害対策本部長（市長）が設置の必要を認めたとき

(2) 災害対策本部設置時の配備基準

災害対策本部が設置された場合は、原則として第3・第4・第5配備の範囲とし、災害対策本部会議において、状況に応じて適時、配備体制の決定を行う。

なお、災害対策本部設置時には、第3配備を自動配備する。

ただし、緊急を要する場合は、災害対策本部長（市長）が決定する。

(3) 災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部設置時の配備体制については、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第3配備	気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 なお、水防班員については、原則として、配備から除く。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり ○避難所 避難所配備職員（避難所開設の指示があった場合）
第4配備	気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合 災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 なお、水防班員については、原則として、配備から除く。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 風水害等災害発生時の配備一覧表のとおり ○避難所 避難所配備職員（避難所開設の指示があった場合）
第5配備 (非常登庁体制)	気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合 災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。	全職員

(4) 災害対策本部の組織及び運営

① 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、以下に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づくものとする。

本部においては、災害対策本部長（市長）、副本部長、本部員及び災害対策本部長（市長）が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

なお、水防班活動については、「第3節 水防活動」に定めるところによる。

② 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について協議・検討し、実施の

指令を行うため、災害対策本部長（市長）が必要に応じて招集する。

ただし、災害対策本部長（市長）は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

また、災害対策本部長（市長）は、災害応急対策に関し、必要があると認める場合は、防災関係機関に対し災害対策本部会議への職員等の出席を要請する。

なお、災害対策本部会議における協議・検討事項は、次に掲げるものとする。

- ア 災害予防、災害応急対策に関すること
- イ 動員・配備体制に関すること
- ウ 住民への避難準備情報の発表、避難勧告・指示の発令及び警戒区域の設定に関すること
- エ 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- オ 各部間調整事項に関すること
- カ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- キ 他の市町村への応援要請に関すること
- ク 災害救助法の適用要請に関すること
- ケ 激甚災害の指定の要請に関すること
- コ 災害対策本部の閉鎖及び災害復旧・復興本部への移行に関すること
- サ 災害復旧に関すること
- シ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

【災害対策本部会議構成員】

職名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、上下水道事業管理者 危機管理室長、企画政策部長、総務部長、税務部長、市民部長、福祉部長 健康こども部長、産業振興部長、環境部長、土木部長、都市部長 議会事務局長、会計管理者、資産管理経営室長 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長若しくはその指名する消防職員 災害対策本部長（市長）が認めるその他職員（例：安全安心管理官）
本部派遣職員	災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、次のような関係機関から職員等の出席を求める。 • 自衛隊 • 千葉県警察佐倉警察署 • 佐倉市消防団 • 印旛市郡医師会 • 印旛郡市歯科医師会 • 佐倉市薬剤師会 • 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

③ 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局は、危機管理室長を責任者とし、危機管理室及び本部付き職員で構成する。

④ 本部付き職員

災害対策本部の運営を円滑に行うため、あらかじめ本部付き職員を指名する。

また、災害対策本部事務局からの指示受けや、リーダー以外の本部付き職員への指示等を実施するため、あらかじめ本部付き職員の内から複数名リーダーを指名する。

本部付き職員リーダーは、本部付き職員から災害対策本部事務局への質問や要望を取りまとめ災害対策本部事務局へ報告するほか、災害対策本部事務局から本部付き職員への指示について対応方法等を検討したうえで本部付き職員へ指示を出す等の役割を担うものとする。

このほか、本部付き職員については、臨時避難所を開設する必要が生じた場合、臨時避難所の開設・運営を担うものとする。

本部付き職員は、市内に甚大な被害が発生する等、災害対策本部の設置が必要となった場合には、災害対策本部事務局（危機管理室）からの指示に基づき直ちに登庁し、災害対策本部事務局へ参集するとともに、災害対策本部長（市長）又は災害対策本部事務局（危機管理室）の指示のもと、災害対策本部の設置・運営やその他の事務分掌に定める事務を行う。

ただし、被害状況、役職等を勘案し、所属する各部・各班の業務に従事する必要がある場合、本部付き職員は、災害対策本部事務局には参集せず、各部・各班の業務に従事することができるものとする。この場合、所属する部の部長より、災害対策本部事務局（危機管理室）にその旨を連絡する。

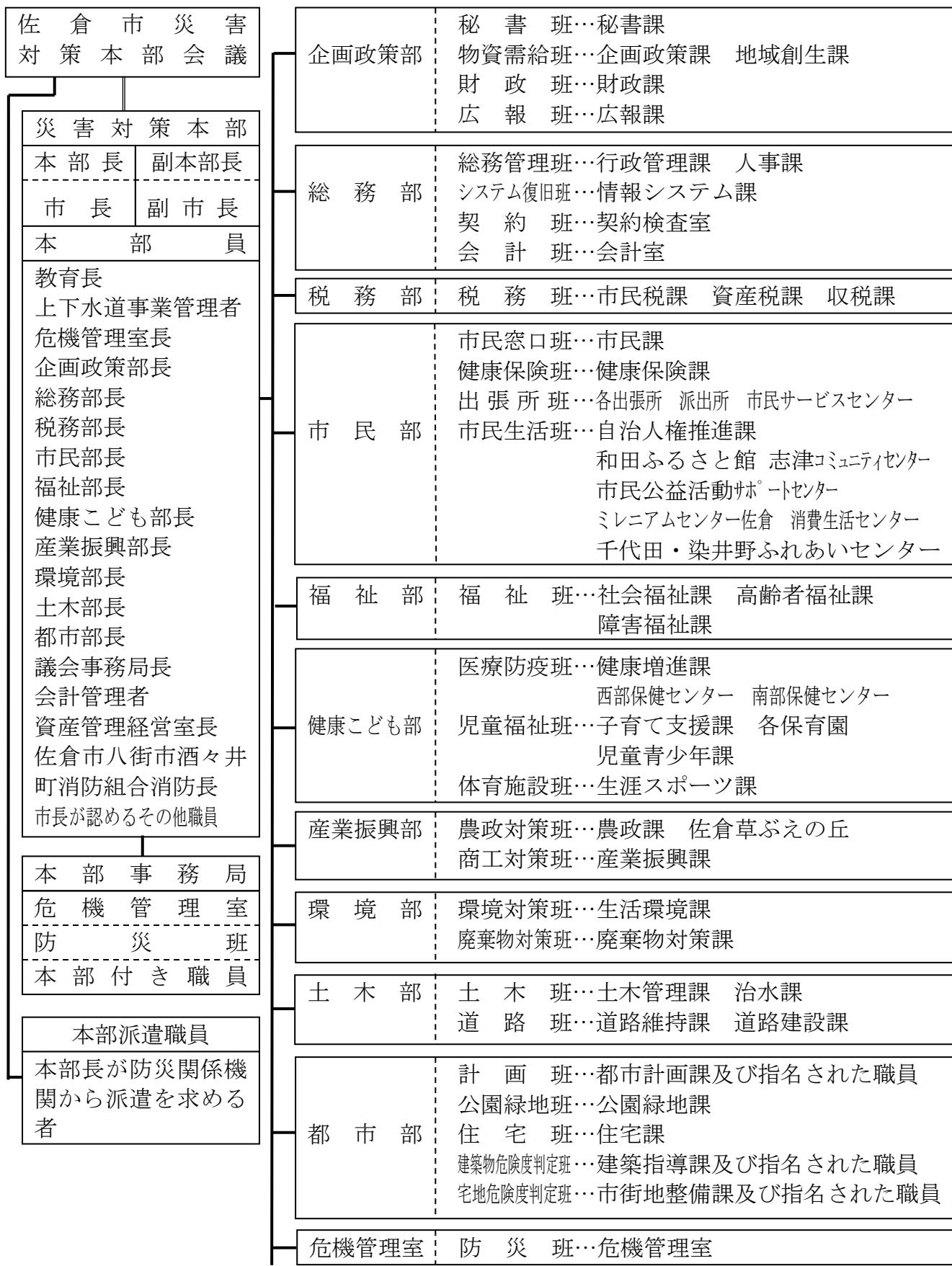
⑤ 班長会議

各部内における各班の調整及び他の関係部班との調整を図るため、必要に応じて、各部内に、班長会議を設ける。

⑥ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、次のとおりとする。

【災害対策本部組織概要】



【災害対策本部組織概要】

資産管理経営室	管 財 班…資産管理経営室 市有建築物班…資産管理経営室
教育委員会	教育管理班…教育総務課 学校教育班…学務課 指導課 教育センター 各小中学校 社会教育班…社会教育課 文化 班…文化課 公民館 班…各公民館 幼稚園 班…各幼稚園 市民音楽ホール班…市民音楽ホール 美術館 班…市立美術館 図書館 班…各図書館
協 力 部	議会事務局協力班…議会事務局 監査委員事務局協力班…監査委員事務局 選挙管理委員会事務局協力班…選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局協力班…農業委員会事務局
上下水道部	上下水道部の定める配備体制による
避 難 所	各指定避難所
水 防 班	佐倉市災害対策本部水防班活動要領による

- ※ 佐倉市地域防災計画における班（災害活動班）は、災害対策配備上の名称である。
- ※ 風水害等災害の場合、支部の開設は行わない。

【風水害等災害発生時の配備一覧表】

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
危機管理室	防災班	危機管理室	○	●	●	●	●
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
		地域創生課			○	○	●
	財政班	財政課			○	○	●
総務部	広報班	広報課	○	○	○	●	●
	総務管理班	行政管理課			○	○	●
		人事課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	契約班	契約検査室			○	○	●
税務部	会計班	会計室			○	○	●
	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		収税課			○	○	●
市民部	市民窓口班	市民課		○	○	○	●
	健康保険班	健康保険課		○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンター		▽	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		▽	○	●	●
		和田ふるさと館		▽	○	●	●
		志津コミュニティセンター		▽	○	●	●
		市民公益活動ポートセンター		▽	○	●	●
		シニアムセンター佐倉		▽	○	●	●
		千代田・染井野ふれあいセンター		▽	○	●	●
		消費生活センター		▽	○	●	●
福祉部	福祉班	社会福祉課	○	●	●	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制			
			第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備	
健康こども部	医療防疫班	健康増進課		▽	○	○	●	
		西部保健センター		▽	○	○	●	
		南部保健センター		▽	○	○	●	
	児童福祉班	子育て支援課		○	○	○	●	
		各保育園		▽	○	○	●	
		児童青少年課		▽	○	○	●	
産業振興部	体育施設班	生涯スポーツ課		▽	○	○	●	
	農政対策班	農政課		○	○	●	●	
		佐倉草ぶえの丘		○	○	●	●	
環境部	商工対策班	産業振興課		○	○	●	●	
	環境対策班	生活環境課			○	●	●	
土木部	廃棄物対策班	廃棄物対策課			○	●	●	
	土木班	土木管理課	○	○	●	●	●	
都市部		治水課	○	○	●	●	●	
		道路維持課	○	○	●	●	●	
		道路建設課	○	○	●	●	●	
資産管理経営室	計画班	都市計画課 指名された職員	○	○	●	●	●	
	公園緑地班	公園緑地課	○	○	●	●	●	
	住宅班	住宅課	○	○	●	●	●	
	建築物危険度判定班	建築指導課 指名された職員	○	○	●	●	●	
	宅地危険度判定班	市街地整備課 指名された職員	○	○	●	●	●	

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制			
			第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備	
教育委員会	教育管理班	教育総務課	○	○	○	●	●	
	学校教育班	学務課		△	○	○	●	
		指導課		△	○	○	●	
		教育センター		△	○	○	●	
	各小中学校			△	○	○	●	
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●	
	文化班	文化課		△	○	○	●	
	公民館班	各公民館		△	○	○	●	
	幼稚園班	各幼稚園		△	○	○	●	
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●	
協力部	美術館班	市立美術館		△	○	○	●	
	図書館班	各図書館		△	○	○	●	
	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●	
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●	
上下水道部	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●	
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●	
	※上下水道部の定める配備体制による	経営企画課	○	○	○	○	●	
		給排水課	○	○	○	○	●	
		維持管理課	○	○	○	○	●	
		建設課	○	○	○	○	●	
支部		各支部		○	○	○	●	
避難所		各指定避難所		○	○	○	●	

※○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

▽…出先機関の施設管理者（指定管理者含む）及び当該施設の所管課職員は、避難所や物資集積拠点、遺体安置所等として開設の指示があった場合、登庁

※兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

※風水害等災害の場合、支部の開設は行わない。

(7) 災害対策本部組織の事務分掌

災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、次のとおりとする。

企画政策部 責任者：企画政策部長

班 名	所 掌 事 務
秘 書 班 (秘書課)	1. 本部長及び副本部長付の秘書に関すること 2. 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること 3. 災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること 4. 被災住民の各種要望に関すること 5. 相談事項の処理のための各班への要請に関すること
物 資 需 給 班 (企画政策課) (地域創生課)	1. 災害関係応急対策資材の備蓄管理及び払出しに関すること 2. 寝具、衣料品及び炊事用具等の備蓄管理及び払出しに関するこ と 3. 被災者の食事及び炊き出し手配に関すること 4. 被災者の食糧及び生活必需物資の需要の把握及び調達に関する こと 5. 食糧、生活必需物資の受払管理、配送及び配分に関すること 6. 救援物資の受入れ及び管理に関するこ と 7. 災害対策従事職員の食糧の調達に関するこ と 8. その他、必要物資の備蓄管理及び払出しに関するこ と
財 政 班 (財政課)	1. 災害時の応急予算措置に関するこ と 2. 義援金配分及び義援金の運用に関するこ と 3. 市義援金配分委員会の設置及び庶務に関するこ と
広 報 班 (広報課)	1. 災害関係情報の広報及び報道機関との連絡調整に関するこ と 2. 災害関係広報紙の編集、発行及びホームページ等による広報に ん するこ と 3. 災害関係写真等の撮影及び記録、資料の整理に関するこ と 4. 広報車による災害関係情報の広報援助に関するこ と 5. 新聞、放送機関からの災害関連情報の収集に関するこ と 6. 外国人の安否確認、避難支援、生活相談に関するこ と

総務部 責任者：総務部長

班 名	所 掌 事 務
総務管理班 (行政管理課・人事 課)	1. 佐倉市職員の管理に関するこ と 2. 従事命令書及び公用令書の発行に関するこ と 3. 災害対策従事者の待遇及び福利厚生に関するこ と 4. 災害派遣職員の受入れ及び配置に関するこ と 5. 応援職員の輸送に関するこ と 6. 職員及びその家族の被災状況の把握に関するこ と 7. 職員への情報提供に関するこ と
システム復旧班 (情報システム課)	1. 各種システムの管理・復旧に関するこ と 2. 情報セキュリティーに関するこ と
契 約 班 (契約検査室)	1. 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契 約に関するこ と

会 計 班 (会計室)	1. 災害関係経費の出納に関する事 2. その他、必要な会計管理に関する事 3. 義援金の受け入れ及び配分に関する事
----------------	--

税 务 部 責任者：税務部長

班 名	所 掌 事 務
税 务 班 (市民税課) (資産税課) (収税課)	1. 災害時の税制措置に関する事

市 民 部 責任者：市民部長

班 名	所 掌 事 務
市 民 窓 口 班 (市民課)	1. 住民基本台帳に関する事 2. 戸籍及び戸籍の附票に関する事。 3. 印鑑に関する事 4. 埋火葬、改葬の許可及び死産届の受理に関する事 5. 出張所、派出所及び連絡所に関する事 6. 身分事項の照会及び通知に関する事 7. 国民年金に関する事 8. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の通知等に関する事 9. 一般旅券事務に関する事 10. 広域避難者の避難先等に関する情報の受付け等に関する事 11. 来庁者に対する案内業務に関する事 12. 災害対策本部事務局の応援に関する事
健 康 保 険 班 (健康保険課)	1. 災害時の国民健康保険制度に関する事 2. 被保険者証に関する事 3. 来庁者に対する案内業務に関する事 4. 災害対策本部事務局の応援に関する事
出 張 所 班 (各出張所・派出所) (市民サービスセンター)	1. 被災住民からの要望、相談等の取次に関する事 2. 各施設の利用者の保護及び避難等に関する事 3. 各施設の被害状況の集約・報告、警備及び応急対策に関する事
市 民 生 活 班 (自治人権推進課) (和田ふるさと館) (志津コミュニティセンター) (市民公益活動ポートセンター) (ミレニアムセンター佐倉) (消費生活センター) (千代田・染井野ふれあいセンター)	1. 被災住民の各種相談及び相談窓口の設置に関する事 2. 相談事項の処理のための各班への要請に関する事 3. 住民相談等の状況を応急情報として本部に報告する事 4. 各施設の利用者の保護及び避難等に関する事 5. 各施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事 6. 災害支援に係るNPOの情報に関する事 7. 支部の開設・運営の協力に関する事 8. 災害対策本部事務局の応援に関する事

防災班 (危機管理室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 佐倉市災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること 2. 災害対策本部会議の開催及び庶務に関すること 3. 佐倉市職員の動員及び各部の職員の収集状況の把握に関するこ と 4. 災害対策本部との連絡及び災害対策活動に関する関係各部との 連絡調整に関すること 5. 各部の応援体制の調整・指示に関すること 6. 県災害対策本部との連絡及び報告に関すること 7. 国・自衛隊・県への要請、他自治体等との相互協力・応援及び 日赤・民間協力団体等への協力要請に関すること 8. 災害対策活動に関する関係機関の連絡調整及び相互応援協力に に関すること 9. 気象注意報・警報等、地震情報及び災害情報の収集、伝達に關 すること 10. 避難準備情報・避難の勧告・指示その他本部長命令の伝達に關 すること 11. 災害救助法の適用に関すること 12. 被害発生及び応急対策状況等の情報収集に関すること 13. 避難者の避難状況の総括的掌握及び報告に関すること 14. 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること 15. 災害・被害状況、災害対策活動状況等、関係情報全般の集約、 記録の編集保存に関すること 16. 行方不明者名簿の作成に関すること 17. 災害見舞金等の支給に関すること 18. 安否情報の照会、回答に関すること 19. 罹災証明及び民間建築物の被害認定調査に関すること 20. 被災者台帳の整備に関すること 21. 被災者生活再建支援法に関すること 22. 佐倉市消防団活動に関すること 23. 防災行政無線の運用・管理及び無線通信に関すること 24. 帰宅困難者対策に関すること 25. 市義援金配分委員会の設置及び庶務の支援に関すること 26. 佐倉市災害復旧・復興本部の開設及び閉鎖に関すること 27. 他市町村もしくは他県等からの受援に関すること 28. 広域避難者の避難先等に関する情報の管理に関すること 29. 上記以外の災害対策活動の連絡調整に関すること 30. その他、他部及び部内の各班に属さない事項に関すること
----------------	---

福祉部 責任者：福祉部長

班 名	所 掌 事 務
福祉班 (社会福祉課) (高齢者福祉課) (障害福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の受入れ施設、緊急移送等の手配に関すること 2. 社会福祉協議会、日本赤十字社等社会福祉諸団体への協力要請及び連絡調整に関すること 3. 災害援護資金の貸付けに関すること 4. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関すること 5. 遺体の収容・安置、引き渡し及び埋火葬に関すること 6. 避難行動要支援者の避難支援に関すること 7. 避難行動要支援者の避難状況の把握及び報告に関すること 8. 福祉避難所（避難室）の設置、運営に関すること 9. 市義援金配分委員会の設置及び庶務の支援に関すること 10. 地域福祉センター等の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医療防疫班 (健康増進課) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること 2. 医薬品、医療資器材等の調達・確保に関すること 3. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること 4. 被災住宅等の消毒・防疫に関すること 5. 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること 6. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること 7. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の要否に関すること 8. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること 9. 乳幼児、妊産婦の安否確認、避難支援、生活相談に関すること 10. 避難所や応急仮設住宅への巡回診療に関すること 11. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること 12. 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、民間協力団体等への支援要請に関すること 13. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること 14. 遺体の検案の協力に関すること 15. 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護及び避難等に関すること 16. 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること 17. 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること
児童福祉班 (子育て支援課) (各保育園) (児童青少年課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災児童の児童福祉に関すること 2. 各保育園、学童保育所、各老幼の館、児童センター、子育て支援センター等の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること 3. 民間保育園・学童保育所、認可外保育施設、家庭保育員等の被害状況及び応急対策に関すること 4. 園児及び学童の保護及び避難等に関すること 5. 避難所（指定・臨時）の開設・運営に関すること 6. 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること

体育施設班 (生涯スポーツ課)	1. 体育関係施設利用者の保護及び避難等に関すること 2. 体育関係施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること 3. 臨時救護所の開設・運営の協力に関すること 4. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること 5. 遺体安置所の開設・運営の協力に関すること
--------------------	--

産業振興部 責任者：産業振興部長

班 名	所 掌 事 務
農政対策班 (農政課) (佐倉草ぶえの丘)	1. 農畜産物、生産施設の被害調査及び報告に関すること 2. 農地、林地の被害調査及び報告に関すること 3. 被災農家への救援及び救済措置に関すること 4. 農道及び林道の保全に関すること 5. 農業関係機関及び生産者団体との連絡調整に関すること 6. 農政関係公共施設等への連絡調整に関すること 7. 避難所（臨時）の開設・運営の協力に関すること 8. 施設の利用者の保護及び避難等に関すること 9. 施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること
商工対策班 (産業振興課)	1. 商工業関係施設、観光施設等の連絡調整及び被害調査報告に関すること 2. 被災商工業関係及び観光業関係の経営者の相談、指導等の復興支援に関すること 3. 経営資金等の融資、相談、あっ旋に関すること

環境部 責任者：環境部長

班 名	所 掌 事 務
環境対策班 (生活環境課)	1. 災害による大気、河川、土壤及びその他の汚染対策に関すること 2. 公害関係測定機器等の管理に関すること 3. し尿の収集、運搬及び処理に関すること 4. 印旛衛生施設管理組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関すること 5. 関係機関及び業者との連絡調整に関すること 6. 環境衛生・環境保全に関すること 7. 動物対策に関すること 8. 災害時における愛玩動物への支援に関すること 9. 計画停電対応に関すること
廃棄物対策班 (廃棄物対策課)	1. 災害廃棄物、ゴミ、その他の廃棄物の収集、運搬及び処理に関すること 2. 災害廃棄物の一時保管に関すること 3. 公費解体制度等の実施に関すること 4. 佐倉市、酒々井町清掃組合との連絡調整に関すること 5. 関係機関及び業者との連絡調整に関すること

土木部 責任者：土木部長

班名	所掌事務
土木班 (土木管理課) (治水課)	1. 急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域等の調査・応急対策及び関係者との連絡調整に関すること 2. 河川、調整池、都市下水路の被害調査・報告及び応急対策に関すること 3. 内水排水施設（ポンプ）の管理等に関すること 4. 復旧工事に障害となる物の除去に関すること 5. 都市ガス施設等の安全確保指導に関すること 6. 関係業者への協力要請及び機材等の調達に関すること
道路班 (道路維持課) (道路建設課)	1. 道路、橋梁等の被害調査・報告及び応急対策に関すること 2. 復旧工事に障害となる物の除去に関すること 3. 緊急輸送路の確保に関すること 4. 千葉県警察佐倉警察署との交通規制の相互連絡に関すること 5. 関係業者への協力要請及び機材等の調達に関すること

都市部 責任者：都市部長

班名	所掌事務
計画班 (都市計画課) (指名された職員)	1. 宅地の応急対策に関すること 2. 住居、又はその周辺の障害物の除去に関すること 3. 被災住宅の応急復旧等に関すること 4. 被災市街地の復興・復旧対策に関すること
公園緑地班 (公園緑地課)	1. 公園施設、緑地等の被害調査・報告及び応急対策に関すること
住宅班 (住宅課)	1. 応急仮設住宅の入居管理に関すること 2. 被災者への市営住宅の提供に関すること
建築物危険度判定班 (建築指導課) (指名された職員)	1. 建築物等の応急危険度判定に関すること 2. 危機管理室が実施する災害時の民間建築物の被害認定調査の支援に関すること
宅地危険度判定班 (市街地整備課) (指名された職員)	1. 被災宅地危険度判定に関すること 2. 開発行為等施行者に対する安全確保の指導及び指示に関すること 3. 土地区画整理事業施行者に対する安全確保の指導及び指示に関すること

資産管理経営室 責任者：資産管理経営室長

班名	所掌事務
管財班 (資産管理経営室)	1. 庁舎の警備及び管理に関すること 2. 庁用自動車の集中管理及び配車に関すること 3. 車両の借り上げに関すること 4. 災害時の用地対策に関すること 5. 庁内備品の貸出及び管理に関すること 6. 電話交換業務及び庁内放送に関すること 7. 緊急通行車両の届出に関すること

市有建築物班 (資産管理経営室)	1. 市有建築物の応急危険度判定に関する事 2. 市有建築物の被害調査・報告及び応急修理に関する事 3. 危機管理室が実施する災害時の民間建築物の被害認定調査の支援に関する事 4. 応急仮設住宅の建設及び改修に関する事
---------------------	--

教育委員会 責任者：教育長

班名	所掌事務
教育管理班 (教育総務課)	1. 教育委員会職員（県費負担職員含む）の管理及び動員に関する事 2. 部内の連絡調整及び庶務に関する事 3. 学校教育施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事 4. 学校教育施設の保全対策に対する指導及び指示に関する事 5. 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事 6. 佐倉市奨学資金の運用に関する事
学校教育班 (学務課) (指導課) (教育センター) (各小中学校)	1. 児童、生徒の避難監督に関する事 2. 被災学校の休校処置及び応急教育対策に関する事 3. 学用品等の調達及び給付に関する事 4. 児童生徒及び保護者の被災状況調査及び報告に関する事 5. 被災児童生徒及び教職員の保健衛生及び健康管理に関する事 6. 炊き出し設備の確保に関する事 7. 災害時における給食に関する事 8. 教職員の被災状況調査及び報告に関する事 9. 避難所（指定）の開設・運営に関する事 10. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事
社会教育班 (社会教育課)	1. 社会教育施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事 2. 避難所（臨時）の開設・運営の協力に関する事 3. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事
文化化班 (文化課)	1. 文化財の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事 2. 避難所（臨時）の開設・運営の協力に関する事 3. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事
公民館班 (各公民館)	1. 公民館利用者の保護及び避難等に関する事 2. 公民館施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事 3. 社会教育班に対する協力に関する事 4. 避難所（臨時）の開設・運営に関する事 5. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事
幼稚園班 (各幼稚園)	1. 幼稚園施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事 2. 園児の保護及び避難等に関する事 3. 園児の被災状況調査及び報告に関する事 4. 避難所（指定・臨時）の開設・運営に関する事

市民音楽ホール班 (市民音楽ホール)	1. 市民音楽ホール利用者の保護及び避難等に関すること 2. 市民音楽ホール施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること 3. 避難所(臨時)の開設・運営に関すること
図書館班 (各図書館)	1. 図書館利用者の保護及び避難等に関すること 2. 図書館施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること
美術館班 (美術館)	1. 美術館利用者の保護及び避難等に関すること 2. 美術館施設の被害調査・報告、警備及び応急対策に関すること

協力部 責任者：議会事務局長

班名	所掌事務
各協力班 (議会事務局) (監査委員事務局) (選挙管理委員会事務局) (農業委員会事務局)	1. 各部・各班の協力に関すること

上下水道部 責任者：上下水道事業管理者

班名	所掌事務
情報班 広報班 応対班 給水班 上水道復旧班 下水道復旧班 浄水場班 ポンプ場班 (上下水道部の定める配備体制による)	1. 部内の連絡調整に関すること 2. 上下水道料金の減免に関すること 3. 部内の庶務に関すること 4. 上下水道業務の総合調整に関すること 5. 部内他班の応援に関すること 6. 上水道の水源確保に関すること 7. 上水道の水質管理に関すること 8. 取水施設、浄水場及び配水施設の保全に関すること 9. 上水道施設の保全に関すること 10. 公共下水道施設の保全に関すること 11. 給水制限及び応急工事に関すること 12. 消火栓の使用及び臨時給水に関すること 13. 上水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関すること 14. 公共下水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関すること 15. 流域下水道との連絡調整に関すること 16. 関係業者への協力要請及び機材等の調達に関すること

避難所

班名	所掌事務
各指定避難所	1. 避難所開設・運営に関すること 2. 地区内の被災状況の把握及び連絡に関すること

本部付き職員

班 名	所 掌 事 務
本部付き職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置・運営に関すること 2. 災害対策本部事務局（危機管理室）の応援に関すること 3. 企画政策部広報班への情報提供に関すること 4. 避難所との連絡調整に関すること 5. 避難所の応援に関すること 6. 警戒区域等における退避命令等の伝達に関すること 7. 避難後の警戒区域等の警戒に関すること 8. 臨時避難所の開設・運営及び避難者への案内に関すること 9. 災害時の民間建築物の被害認定調査の協力に関すること 10. 企画政策部物資需給班の応援に関すること

水 防 班

(企画政策部・総務部・税務部・市民部・健康こども部・産業振興部・環境部・都市部・教育委員会・協力部共通事項)

班 名	所 掌 事 務
水 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部ごとに指定された場所の水防活動に関すること <p>※水防班の活動内容は、別途定める「第3節 水防活動」に定めるところによる。</p>

各部共通事項

班 名	所 掌 事 務
各 部 共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況報告に関すること 2. 職員の動員及び参集人数報告に関すること 3. 業務継続、業務再開及び復旧に関すること 4. 部内他班の応援に関すること 5. 関連専門分野のボランティア・N P Oの受入れに関すること

(5) 災害対策本部会議決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、そのつど危機管理室長が防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、佐倉市インターネット、府内放送、電話、F A X又は使送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(6) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所敷地内に設置する。

災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター3階会議室に置くものとし、災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター3階危機管理室に置く。

佐倉市役所社会福祉センターに災害対策本部会議及び災害対策本部事務局を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちから代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、災害対策本部事務局（危機管理室）は、直ちに設置さ

れる部屋を点検し、必要な機器等を配置する。

(7) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、「佐倉市災害対策本部」の標識を掲示する。

(8) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への出動及び応援要請

災害対策本部長（市長）は、災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部事務局（危機管理室）を通じて、その旨を速やかに佐倉市八街市酒々井町消防組合に連絡する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し活動するが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長（市長）が判断したときは、災害対策本部事務局（危機管理室）を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行う。

(9) 職務・権限の代理

① 副本部長

災害対策本部長（市長）不在時、又は災害対策本部長（市長）に事故があるときは、佐倉市災害対策本部条例の規定により副本部長（副市長）が本部長の職務・権限を代理する。

② 危機管理室長

危機管理室長は、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）の命を受け、住民の安全対策に関する事務の総合調整を行う。

また、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）が不在の場合、危機管理室長は、住民の安全対策に関するについて代決することができる。

③ 各部・各班の長の代理

各部長の代理は、各部の班長が務める。

班長が複数いる場合は、あらかじめ、各部長が職務・権限を代理する班長を指名する。

また、班長の代理は、副班長とし、あらかじめ各部長が指名する。

(10) 災害対策本部の閉鎖及び災害復旧・復興本部の設置

災害対策本部長（市長）は、次の基準に該当する場合、災害対策本部を閉鎖することができるものとする。

① 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。

② 本部長（市長）が、市域における災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

③ 調査の結果、市域において、大きな被害がないと本部長（市長）が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即し、第2配備体制等に移行する。

ただし、上記の基準に該当する場合であっても、被災者への生活再建支援や災害復興事業を実施する必要がある場合には、災害復旧・復興本部を設置する。

(11) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、関係機関、報道機関、住民等にその旨を通知する。

3. 災害活動班における動員計画

(1) 配備計画

① 災害活動班及び出動職員の編成

原則として、各部長が部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び出動職員を編成しておくものとし、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に災害活動班及び出動職員の編成について周知徹底する。

各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第2配備から第4配備までの指令ごとの出動職員を把握するとともに、各職員に周知徹底する。

② 連絡体制の整備

防災担当等による情報収集・連絡活動が円滑に行えるようにするほか、上位の配備体制への移行時に速やかに職員の動員が行えるようにすることを目的に、あらかじめ各課等において連絡員等の所要人員を定める。

③ 災害活動班長の役割等

各部の部長は、あらかじめ災害活動班ごとに班長を指名する。

指名された班長は班内の業務の総括を行う他、原則として、本部連絡員を通じての災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

④ 本部連絡員の役割等

各部長は、あらかじめ部ごとに本部連絡員を指名する。

指名された本部連絡員は、本部員の指示により、災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

また、平常時においては部内の災害対策に関する調整、危機管理室との連絡、調整を行う。

⑤ 副班長の役割等

各部長は、あらかじめ副班長を指名する。

副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合は、班長の代理として班内の業務を統括する。

班長が複数いる場合は、あらかじめ、各部長が班長の代理として班内の業務を統括する班長を指名する。

(2) 勤務時間内の動員方法

各部への連絡は、災害対策本部事務局（危機管理室）が佐倉市イントラネット、府内放送、電話、FAX又は使送等によって行うものとし、佐倉市イントラネット、府内放送、電話、FAX又は使送等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替えるものとする。

(3) 勤務時間外の動員方法

① 自動参集による動員

危機管理室職員は、民間気象情報サービスシステムから送信される気象注意報・警報等の情報を確認し、動員基準に該当する場合は、直ちに参集する。

また、危機管理室職員は、参集後、災害情報の様態や程度等を勘案し、動員基準に該当する関係部局長等に職員参集の依頼を行うものとし、危機管理室長は、災害情報や配備体制等について、市長及び副市長に報告を行う。

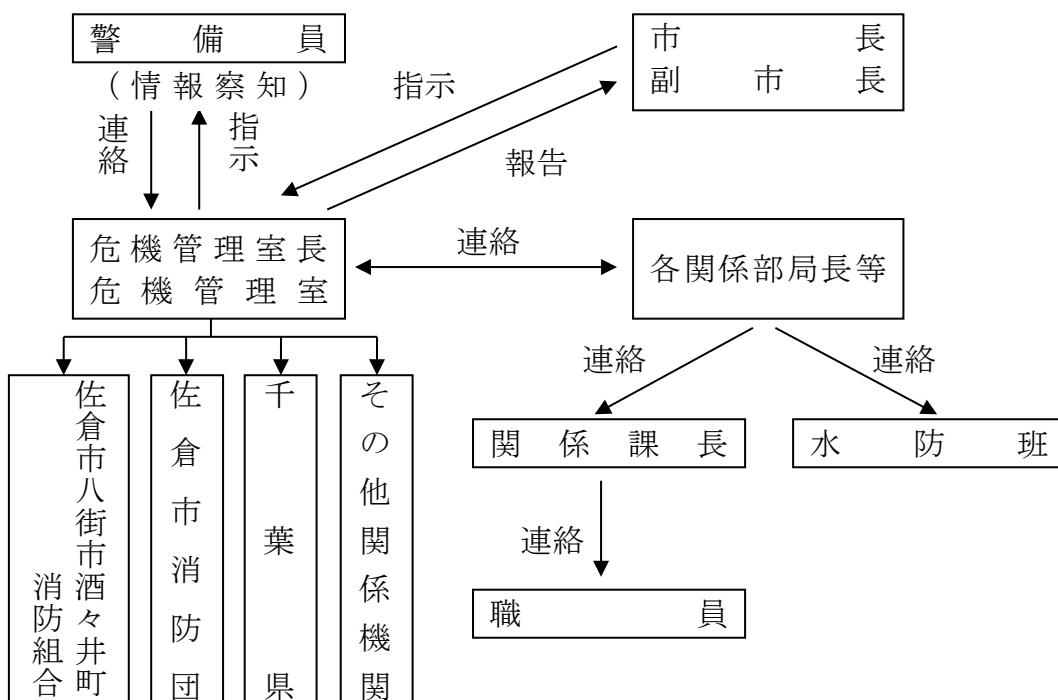
② 参集連絡等による動員

警備員は、災害発生の情報を察知した場合は、別途定める「自然災害等に関する緊急情報の伝達マニュアル」等に基づき、直ちに危機管理室長又は危機管理室職員に対し、情報の伝達を行う。

危機管理室長又は危機管理室職員は、関係部局長等に情報の伝達を行うほか、災害情報の様態や程度等を勘案し、関係部局長等に職員参集の依頼を行うものとし、危機管理室長は、災害情報や配備体制等について、市長及び副市長に報告を行う。

また、関係部局長は、危機管理室長又は危機管理室職員より職員参集依頼があった場合は、あらかじめ定めた災害活動班及び出動職員編成に基づき、職員への参集指示を行う。

【勤務時間外の動員連絡系統】



(4) 各部の本部連絡員による体制確立後の報告

災害対策本部長（市長）の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて災害対策本部事務局（危機管理室）に報告し、災害対策本部事務局（危機管理室長）は、災害対策本部長（市長）に報告する。

(5) 人員の確保・調整及び過渡的措置

① 第1配備から第4配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の配備体制で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を災害対策本部事務局（危機管理室）へ報告する。

ただし、状況に応じ、他の部から応援を求めることが適当と判断されるときは、災害対策本部事務局（危機管理室）を通じて、災害対策本部長（市長）（災害対策本部設置前においては危機管理室）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

② 第5配備の場合等、部内の全職員が配備されている場合

災害時の状況及び応急措置の推移により、災害対策本部長（市長）は、必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を災害対策本部事務局（危機管理室）まで速やかに報告するとともに、応援の必要がある場合は、災害対策本部事務局（危機管理室）を通じて、災害対策本部長（市長）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

③ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外において非常時の配備体制に移行した際に、初動の段階では、参集職員数が少ないことが想定されることから、過渡的措置として職員の参集状況に応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

（6）県及び防災関係機関への動員状況の報告及び連絡

災害対策本部事務局（危機管理室）は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。

4. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画

避難者への支援及び被害の概要を早期に把握して、災害対策本部における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害対策本部長（市長）は、避難所配備職員等を派遣する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第8節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

（1）派遣基準

次の基準に該当する場合、災害対策本部長（市長）は、指定避難所又は臨時避難所を開設し、避難所配備職員等を派遣する。

- ① 避難準備情報の発表、避難勧告又は指示を行った場合
- ② 警戒区域を設定した場合
- ③ その他、現に被害を受け、避難を要する住民等がいる場合

（2）動員方法

避難所長及び副所長は、指定避難所の開設の指示を受けたときは、直ちにその他の避難所配備職員に対し、参集の指示を行う。

臨時避難所を開設する必要が生じた場合、災害対策本部長（市長）は、災害対策本部事務局本部付き職員等（以下「臨時避難所派遣職員」という。）を派遣するものとし、派遣の際に避難所長に相当する職員（以下「避難所長相当職員」という。）を指名する。

（3）避難所配備職員の参集拠点

避難所配備職員の参集拠点は、あらかじめ指定された指定避難所とする。

5. 災害時における職員の服務及び福利厚生

（1）災害時における職員の服務等

- ① 職員は、佐倉市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部組織における班長

の指揮に従って災害対応に従事しなければならない。

② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集することとする。

③ 全ての非常参集の免除を受けていない職員は、参集する義務を負うものとする。

(2) 非常参集を免除する者

次に掲げる職員は、非常参集を免除する。

① 病気、育児又は介護等のため許可を受けて特別休暇又は休職中の者

② 災害により死亡又は重度の負傷を負った者

③ その他所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

ただし、自宅建物の被災を理由とすることや保護等を要請することができる親類縁者等がいるにも関わらず家族の死亡又は負傷を理由とすること、遠方に居住していることを理由とすることはできないものとする。

(3) 非常参集の準備

風水害等災害が発生した場合は、通信が途絶すること、公共交通機関の麻痺等による交通の途絶のため登庁までに時間を要すること等を考慮し、全ての職員は、日常から参集場所までの所用時間、経路及び代替手段等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに参集できるように準備しておくものとする。

(4) 宿泊施設等の確保

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保を図る。

宿泊及び一時的な仮眠施設については、庁舎内に専用の部屋を確保するほか、必要に応じ、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

市職員の宿泊及び仮眠施設の確保及び全体の管理、調整については、総務部総務管理班と資産管理経営室管財班との協議のもと実施するものとし、派遣職員等の宿泊施設の手配等については、総務部総務管理班において実施する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられる。

ただし、市営住宅については、「第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしている。このため、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

また、指定避難所、臨時避難所においては、施設管理者との協議のもと、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員にて、仮眠場所等を確保する。

(5) 食糧・飲料水・その他生活必需物資の調達及び配給

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の確保を図る。

災害対策従事者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配給については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、協定業者等から調達し、輸送の合理化の観点から、被災者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配送と合わせて、実施する。

なお、避難所においては、災害対策本部への被災者用の食糧・飲料水・その他生活必

需物資の要請に合わせ、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資についても要請を行い、必要数の確保に努める。

(6) 職員の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(7) 職員の健康管理

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の健康管理に十分に配慮しなければならない。

具体的には、所掌業務等を勘案し、職員に休憩時間を与える又は一時帰宅させるといった措置を講じる。

なお、指定避難所、臨時避難所にあっては、職員の健康管理に関する権限は、それぞれ避難所長、避難所長相当職員がそれぞれ有するものとする。

6. 平常業務の機能

災害配備体制下においても、継続しなければならない平常業務については、継続して実施する。

また、地震発生からの時間経過とともに、災害対策本部事務局（危機管理室）と協議のうえ、市民サービス部門等から順次平常業務を再開する。

7. 情報システムの復旧

災害応急対応に関する各業務の効率的な遂行に資するため、総務部システム復旧班は、情報システムの被害状況を調査し、優先業務に係る情報システムから復旧を実施する。

(1) 情報システム復旧の準備

総務部システム復旧班は、主に次のような情報システム復旧作業に必要なものを準備する。

- ① 情報システム復旧に関する技術者の受け入れ態勢の整備
- ② 代替手段の整備
- ③ 情報システム復旧に関する技術者の宿泊場所、食事、車両の手配

(2) 情報システム復旧の実施

総務部システム復旧班は、準備が整い次第、情報システム復旧作業を実施する。

第2節 情報の収集・伝達・報告

《基本方針》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため、気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要であることから、防災行政無線や電子メール等を活用し、情報伝達活動を行う。

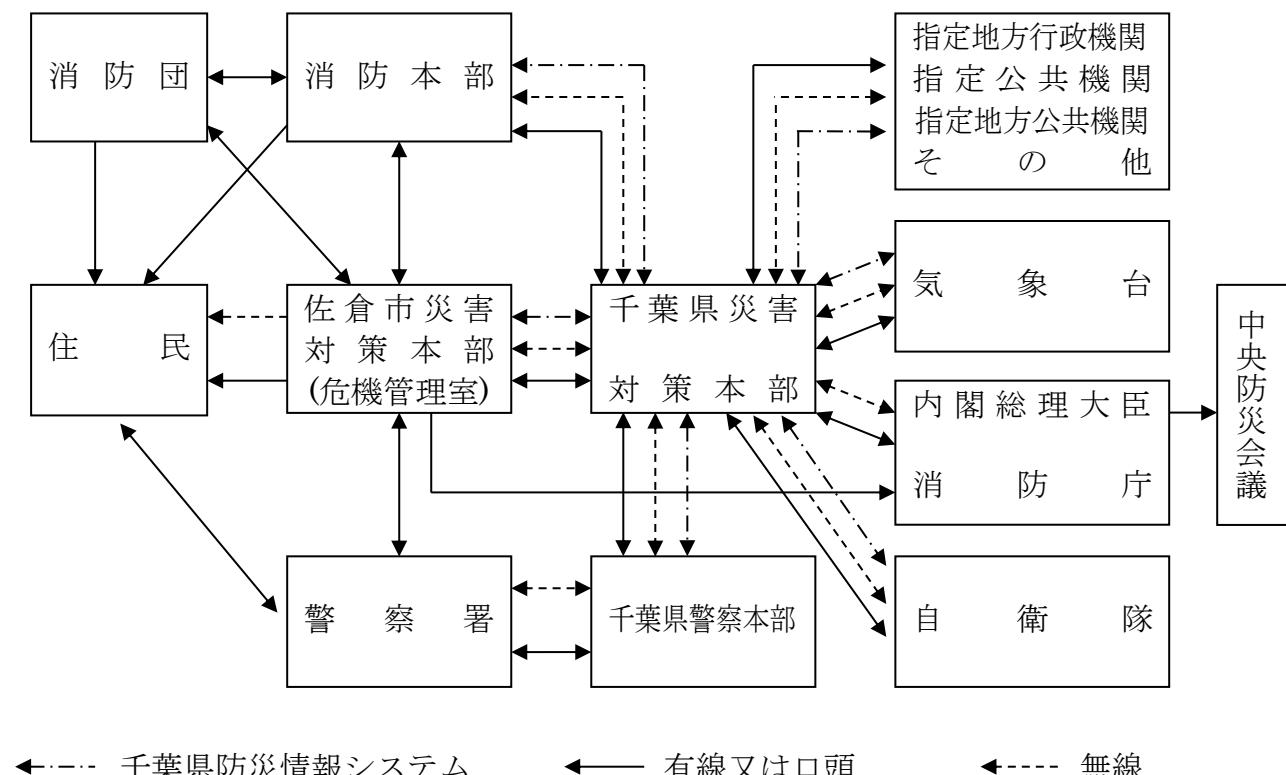
また、円滑な応急対策活動を実施するため、県及び関係機関との連携のもとに、千葉県防災行政無線や千葉県防災情報システム、その他の情報収集伝達手段を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

1. 通信体制

市、県及び関係機関は、迅速かつ的確に通信できる系統を確保する。

風水害等災害発生時の情報連絡の流れは次のとおりである。

【通信連絡系統】



(1) 通信連絡体制の確保

市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際ににおける通信連絡体制を確保する。

① 指定電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 各機関は、災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責

任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

ウ 防災関係機関は、指定電話および連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに佐倉市災害対策本部事務局(危機管理室)に報告する。

(2) 通信手段の確保

一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用するが、これら手段が利用不能となった場合は、主に次のような通信設備等を利用し、風水害等災害発生時における通信手段を確保する。

なお、危機管理室は、風水害等災害発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに市に設置されている防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

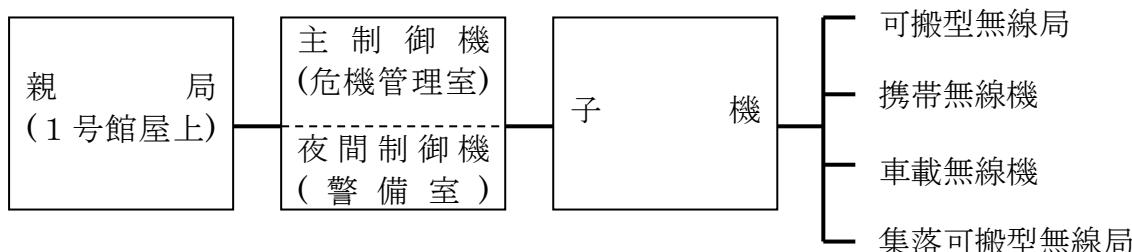
① 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム

市と県との間における情報の収集、伝達は、基本的に千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムによって行う。

② 市防災行政無線（移動系）

災害の発生または発生のおそれがある場合における各部各班等への指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

【防災行政無線（移動系）系統図】



周波数：466.6625MHz

出力：5W

③ 市防災行政無線（同報系（固定系））

災害の発生又は発生のおそれのある場合に、住民等に対し適切な情報の伝達等を行うため市内に設置した子局及び防災ラジオ、防災行政無線レーフォンサービスによる広報を行う。

なお、市防災行政無線（同報系（固定系））は、現在、各種情報の住民等への伝達手段として整備拡充に努めているところであるが、指定避難所等に対する情報伝達等の手段でもあることから、必要に応じ、指定避難所等に対する指示、通知、情報伝達の手段として利用する。

④ 消防無線

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防無線や消防電話等を活用して各消防署、市及び関係機関と情報連絡等の通信を行う。

⑤ 災害時優先電話

施設を有する市をはじめとする関係機関は、災害発生時における通信連絡を確保するため、平常時より各施設に配置されている電話の災害時優先電話指定について、

東日本電信電話株式会社に対し要請を行うものとし、指定がなされた後は、当該電話番号を職員に周知するとともに、災害発生時には当該電話回線から発信を行うよう周知を行う。なお、佐倉市役所における災害時優先電話指定については、施設を管理する所属が実施する。

また、危機管理室は、平常時より市所有の携帯電話の災害時優先電話指定について、契約先携帯電話事業者に対し要請を行い、指定がされた携帯電話を指定避難所に優先的に配置するよう努める。

災害時優先電話指定がなされている電話が配置されている施設においては、災害時優先電話指定電話を利用した指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

なお、災害時優先電話については、発信制限を受けずに通話が可能となるもので、当該電話が受信している状態では、災害時優先電話としての機能を発揮できないことから、次の点について留意する。

ア 原則として発信専用回線として使用し、受信は災害時優先電話指定を受けていない回線を使用する。

イ 災害時優先電話指定回線に対しては、発信を行わない。

ウ 災害時優先電話の電話番号については、公表しない。

⑥ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理室は、必要に応じて、東日本電信電話株式会社に対し、非常扱い及び緊急扱い電報を申し込み、一般の電報に優先して取り扱うよう要請する。

ア 非常扱い電報

災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする電報で、他に優先して伝送及び配達される電報である。

イ 緊急扱い電報

非常扱い電報以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする電報で、伝送及び配達される順位は非常扱い電報に次ぐ扱いとなる。

ウ 利用方法

- 1) 東日本電信電話株式会社に対し発信を依頼する。(局番なしの115へ申し込む)
- 2) 発信人は、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」である旨を告げる。
- 3) 発信人は、東日本電信電話株式会社から請求があった場合、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」の適用範囲に該当するものであることを証明しなければならない。

⑦ P H S

市では、全ての指定避難所にP H Sを配置していることから、指定避難所においては、P H Sの利用が可能な場合、災害時優先電話又は市防災行政無線（移動系）と合わせ、P H Sを利用した指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

(3) 県、近隣市町村及び関係機関との通信連絡の方法

① 千葉県防災行政無線等が利用可能な場合

市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話、携帯電話、F A X又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用する。

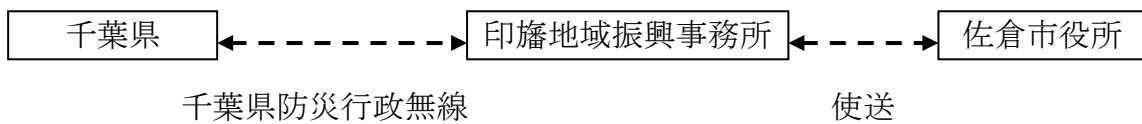
② 千葉県防災行政無線等が利用不能な場合（非常通信）

市は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、次のような措置を講じる。

ア 地方通信ルート

千葉県では、市と千葉県との間で直接通信を行うことができない場合に備え、「地方通信ルート」を定めている。危機管理室は、市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、「地方通信ルート」により通信を実施する。

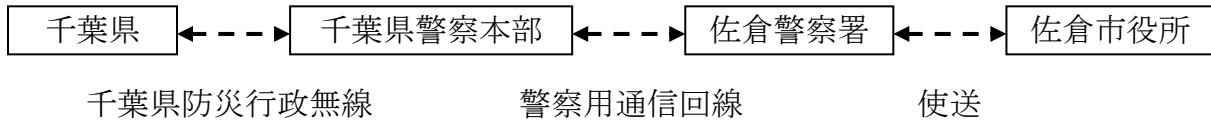
1) 印旛地域振興事務所経由



2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部経由



3) 千葉県警察佐倉警察署経由



イ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理室は、「(2) 通信手段の確保」に定めるところに基づき、非常扱い及び緊急扱い電報の利用を要請する。

ウ その他機関の自営通信回線等の利用

危機管理室は、電波法第52条、災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条に基づき、佐倉市八街市酒々井町消防組合や千葉県警察佐倉警察署等に自営通信回線等の利用を要請することができる。

なお、利用要請の方法については、次のとおりである。

- 1) 非常通信※に該当するか検討する。
- 2) 各機関の通信回線及び伝達先の所在地を確認し、佐倉市と伝達先との間に通信回線を有する機関を選択し、当該機関に依頼を行う。
- 3) 以下の事項を記載した伝達先あての電文を作成する。
 - ・用紙の余白冒頭に朱書で「非常」
 - ・伝達先の住所、氏名（職名）、電話番号
 - ・本文及び本文の末尾に発信者名
 - ・用紙の余白末尾に発信者の住所、氏名（職名）、電話番号
- 4) 依頼先へ電文を持参し依頼を行う。

※ 非常通信の条件（以下の点にすべて合致する場合）

- ・地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ・有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合
- ・人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のために行う必要がある場合

(3) 全ての通信連絡施設が途絶した場合

全ての通信連絡施設が途絶した場合、市は、県や近隣市町村、関係機関との通信を行うにあたり、直ちに復旧できる見込みである場合を除き、職員を派遣する。

(4) 職員の派遣等

全ての通信連絡施設が途絶した場合以外であっても、関係機関との連携を図る必要がある場合には、職員を派遣する。この場合、当該派遣職員に携帯電話等を可能な限り携行させる。

また、関係機関との連携を図るため、必要に応じ、関係機関の職員の派遣を要請するとともに、当該派遣職員と所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(5) 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、市防災行政無線（移動系）又は使送（府用車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

2. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報等の収集

危機管理室は、千葉県防災行政無線、民間気象情報サービスシステム等を通じて、気象庁の発表する気象注意報、警報、特別警報等を速やかに収集する。

また、県と銚子地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報についても、同様に、千葉県防災行政無線、民間気象情報サービスシステム等を通じて、速やかに収集する。

なお、本市に発表される気象情報等は、次のとおりである。

① 気象注意報、警報及び特別警報

ア 注意報

気象・水象等により被害が予想される場合に発表される。

注意報の種類		配備体制等
気象注意報	※風雪注意報 強風注意報 ※大雨注意報 ※大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷（雪）注意報 低温注意報 霜注意報	※の気象注意報の1以上が佐倉市に発表され、又は災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合、第1配備体制とする。
	※洪水注意報 ※浸水注意報 ※地面現象注意報 [浸水注意報及び地面現象注意報は、大雨注意報に含めて発表される。]	

イ 警報

気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

警報の種類		配備体制等
気象警報	※暴風警報 ※暴風雪警報 ※大雨警報 ※大雪警報	※の気象警報の1以上が佐倉市に発表され、又は災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合、第2配備体制とする。 ただし、佐倉市において、大規模な災害が発生する、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合は、第3配備以上の体制とする。
	※洪水警報 ※浸水警報 ※地面現象警報 [浸水警報及び地面現象警報は、大雨警報に含めて発表される。]	

ウ 特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。

警報の種類	配備体制等
気象特別警報 ※暴風特別警報 ※暴風雪特別警報 ※大雨特別警報 ※大雪特別警報	※の気象特別警報の1以上が佐倉市に発表された場合、第3配備以上の体制とする。
※地面現象特別警報 〔地面現象特別警報は、大雨特別警報に含めて発表される。〕	

エ 水防用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する注意報又は警報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意又は警告して行う予報であり、次に掲げる種類ごとの注意報・警報をもって代えることとされている。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 気象情報

気象等の予報に関する台風、その他の気象現象等についての情報であり、発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文となっている。

主な役割としては、次のとおりであり、気象注意報、警報及び特別警報と同様に重要な情報となっている。

ア 警報や注意報に先立つ注意の喚起

警報や注意報に先立つて現象を予告し、注意を呼びかけるという役割であり、24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表される。

イ 警報や注意報の補完

警報や注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の注意点を解説するという役割であり、警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対策への支援をより効果的にするために、現象の推移や観測成果、防災上の注意事項などを具体的に知らせることが必要であるときに発表される。

なお、この場合、警報や注意報に含めて、発表される。

ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときの一層の警戒喚起

数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるという役割であり、この場合、「記録的短時間大雨情報」として情報が行われる。

なお、千葉県の場合、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合に「記録

的短時間大雨情報」が発表されることとなっている。

エ 社会的に影響の大きな天候についての解説等

社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするという役割であり、長雨や少雨、低温等、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想される場合等に発表される。

③ 龍巻注意情報

龍巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、銚子地方気象台から千葉県単位で発表される。

有効期間は、発表から1時間とされているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

なお、竜巻注意情報の確度を向上させるため、平成26年9月2日からは、竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報の運用が開始されている。

④ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、県と銚子地方気象台が共同発表するものであり、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的としている。

ア 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、土砂災害発生危険基準線（Critical Line 以下「CL」という。）を超過するときに発表される。

イ 土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が、CLを下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、解除される。

なお、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標がCLを下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除する場合もある。

ウ 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

エ 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

このため、県は、平成19年12月17日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準について」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議したうえで設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の暫定基準を運用することとしている。

(2) 気象情報、その他災害情報等の伝達

① 勤務時間内の情報の伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、佐倉市イントラネットや電話、庁内放送、使送によって職員に伝達する。

② 勤務時間外の情報の伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、危機管理室長又は危機管理室職員が受理し、あらかじめ定められた方法によって、市長、副市長及び各部の部長に伝達する。

また、住民等からの通報により把握した災害情報等については、その第一報を警備員が受信するケースがほとんどであることから、緊急情報の伝達マニュアルに基づき、警備員は、受信した災害情報等について、危機管理室長、危機管理室職員又は当該被害に関係する所属に対し、速やかに伝達を行う。

(3) 気象情報等の提供

気象庁の発表する気象注意報、警報、特別警報等及び県と銚子地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を住民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した市防災行政無線（同報系（固定系））及びメール配信サービスによる伝達を行う。

また、必要に応じ、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報の放送を行うほか、市ホームページ、SNS等による情報伝達を行う。

(4) 火災情報

① 火災発生の通報は、通常の場合、住民からの119番通報等による。

② 電話不通時は、住民から各消防署等への使送等による通報及び指定避難所等からの情報による。

(5) 異常現象の発見及び通報

① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、速やかに市、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は千葉県警察佐倉警察署に通報する。

② 市長は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、異常現象の通報を受けた場合、銚子地方気象台、その災害に關係のある近隣市町村、最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所、印旛土木事務所）及び千葉県警察佐倉警察署等に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

また、市長は、異常現象の通報を受けた場合、職員への参集指示を行うものとし、職員への参集指示及び情報伝達の方法等については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

(6) 気象通報

気象庁では、次の気象通報を行っており、各関係機関は、当該気象通報の受信、伝達又は活用に努める。

① 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により行われる通報である。

火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報することとなっている。

なお、火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 - イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

② 鉄道気象通報

気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ行われる通報であり、次の事項を通報することとなっている。

- ア 気象警報
- イ 気象注意報
- ウ 気象情報
- エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報することとなっている。

- ア 鉄道気象観測報
- イ 鉄道災害報

③ 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象灾害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、行われる通報であり、次の事項を通報することとなっている。

なお、千葉県における通報担当官署は、気象庁本庁となっている。

- ア 雷雨に関する情報
- イ 台風、大雨等気象現象に関する情報
- ウ 雨及び雪に関する情報
- エ その他必要とする事項

④ 大気汚染気象通報

千葉県の公害防止担当機関に対し、行われる通報であり、次の大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する通報を行うこととなっている。

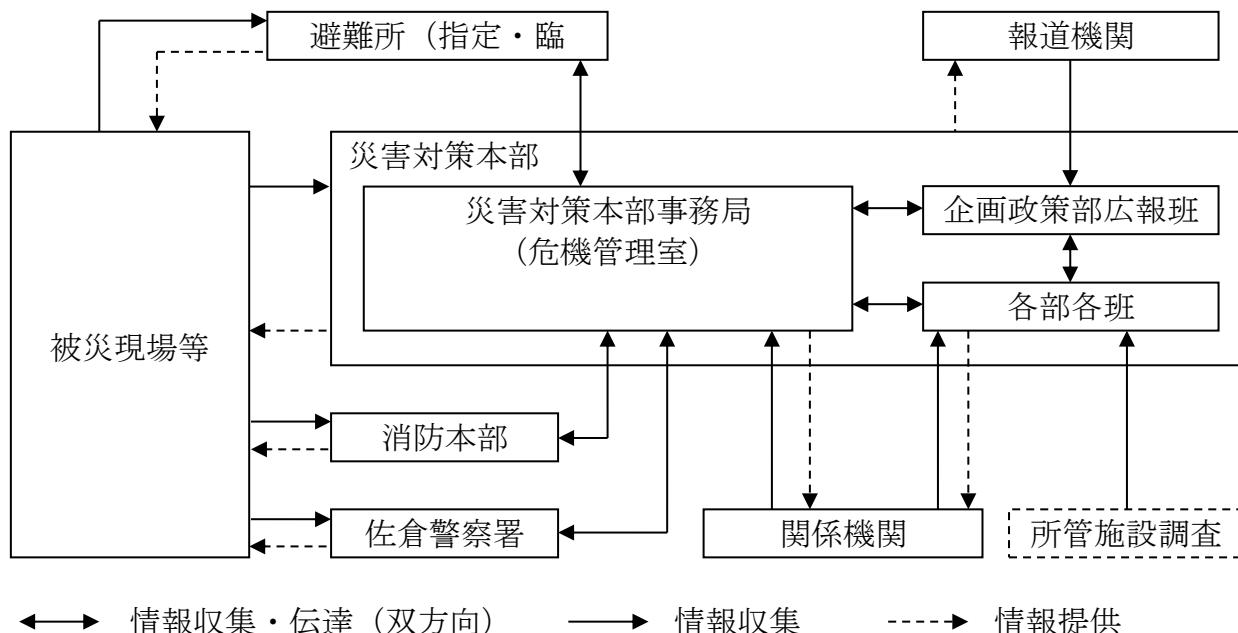
- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の情報収集・伝達系統

風水害等災害発生時における佐倉市の情報収集・伝達系統は、主に次のとおりとする。

なお、情報収集・伝達にあたっては、市防災行政無線、電話、FAX、携帯電話、PHS、職員全員に業務用として配付しているパソコンを使用した庁内ネットワークやインターネット等によるほか、庁用車、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等により実施する。



(2) 被害情報等の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概略的な被害状況について、風水害等災害発生直後から把握する。

① 情報等把握責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の把握に係る責任者を定める。

ア 総括責任者

市における被害情報等を総括する責任者は、危機管理室長とする。

イ 取扱責任者

市における被害情報等の把握事務を取り扱う責任者として、原則として各部長を取扱責任者とする。

また、指定避難所においては、避難所長を取扱責任者とする。

なお、災害対策本部長（市長）は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、派遣の際に避難所長相当職員を指名するものとしていることから、臨時避難所においては、避難所長相当職員を取扱責任者とする。

② 概略的被害情報等の収集・報告

取扱責任者は、住民等からの通報により収集した情報を災害対策本部事務局（市民部防災班）に報告する。なお、各部取扱責任者は、自己の部に属さない被害情報であっても、緊急の通報等を受けた場合は、速やかに担当部に連絡するとともに、災害対

策本部事務局（危機管理室）に報告する。

また、企画政策部広報班は、テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集し、災害対策本部事務局（危機管理室）に報告する。

③ 概括的被害情報等調査の実施

取扱責任者は、事務分掌に基づき概括的な被害情報等調査を実施するとともに、関係機関より情報収集を実施する。なお、概括的被害情報等調査は、人命に関わること又は二次被害の防止上重要なことを調査するものとし、主に次の情報を収集・調査する。

なお、専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、部内他班と協力し、概括的な被害情報等調査を実施する。

また、指定避難所及び臨時避難所においては、概括的被害情報等調査として、各指定避難所、臨時避難所における避難者情報等を収集する。

- ア 死亡者、行方不明者、傷病者等の情報（住民等の安否情報）
- イ 庁舎等防災対策施設の被害情報（災害対策実施能力の現況を含む）
- ウ 道路・橋梁等の被害情報
- エ 河川・調整池等の被害情報
- オ 土砂災害危険箇所等災害危険箇所の被害情報（人的被害に関わる範囲）
- カ ライフライン施設の被害情報
- キ 建物の被害情報（被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）の実施）
- ク 宅地等の被害情報（宅地危険度判定の実施）
- ケ 医療機関等救助救護施設の被害情報（対策実施能力の現況を含む）
- コ 産業施設等の被害情報
- サ その他災害の発生拡大防止措置上必要な情報

④ 概括的被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理室）は、各取扱責任者より報告のあった概括的被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理室）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

⑤ 詳細被害情報等調査の実施

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の調査・把握を行う。

なお、調査事項によっては、概括的被害情報等調査と重複する事項もあるため、他の概括的被害情報等調査と合わせて実施する。

把握する内容		担当部等
人的被害	死者、行方不明者の状況	危機管理室 福祉部福祉班 健康こども部医療防疫班
	負傷者の状況	危機管理室 健康こども部医療防疫班

※ 人的被害については、本人又は遺族からの情報提供、千葉県警察佐倉警察署又は佐倉市八街市酒々井町消防組合との情報共有や医療機関等からの情報提供により把握を行う。

また、市民部市民窓口班は、災害を原因とする死亡届が提出された場合、災害弔慰金等

の支給がある旨を伝えるとともに、危機管理室に情報提供をするよう案内を行う。

把握する内容		担当部等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理室
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
非住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理室
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
公共建築物被害	公共建物（庁舎、保育園等）	資産管理経営室市有建築物班 所管施設を有する各部
その他被害	田畠、農業用施設の被害状況	産業振興部農政対策班
	文教施設の被害状況	教育委員会各班
	医療機関の被害状況	健康こども部医療防疫班
	道路、橋梁の被害状況	土木部道路班
	水路、調整池等の被害状況	土木部土木班
	公共下水道施設の被害状況	上下水道部
	上水道施設の被害状況	上下水道部
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部環境対策班
	電気、ガス、鉄道等の被害状況	危機管理室 関係機関
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	危機管理室
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育委員会各班
	農業用施設の被害金額	産業振興部農政対策班
	その他公共施設の被害金額	資産管理経営室管財班 各部
	農林・商工の被害金額	産業振興部各班
火災発生	火災発生件数	佐倉市八街市酒々井町消防組合
避難状況、応急対策の状況	指定緊急避難場所、指定避難所等の状況	危機管理室 各避難所
	要配慮者の避難状況	福祉部福祉班 健康こども部各班 企画政策部広報班
	応急給水	上下水道部
	炊き出しその他による食品給与状況	危機管理室 各避難所
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康こども部医療防疫班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	危機管理室

⑥ 詳細被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理室）は、各取扱責任者より報告のあった詳細被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理室）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

このほか、災害対策本部事務局（危機管理室）は、必要に応じて「災害関連情報、配備指令等の状況報告書」、「被害分布状況報告書」等を作成し、災害対策本部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

⑦ 応援の要請

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、災害対策本部事務局（危機管理室）は、県に対して応援要請を行う。

なお、応援要請の方法等については、「第4節 応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

⑧ 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動に努めるほか、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報等の被害規模を推定するための概括的な情報の収集中特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合することにより、正確を期する。

(3) 被害情報等の提供

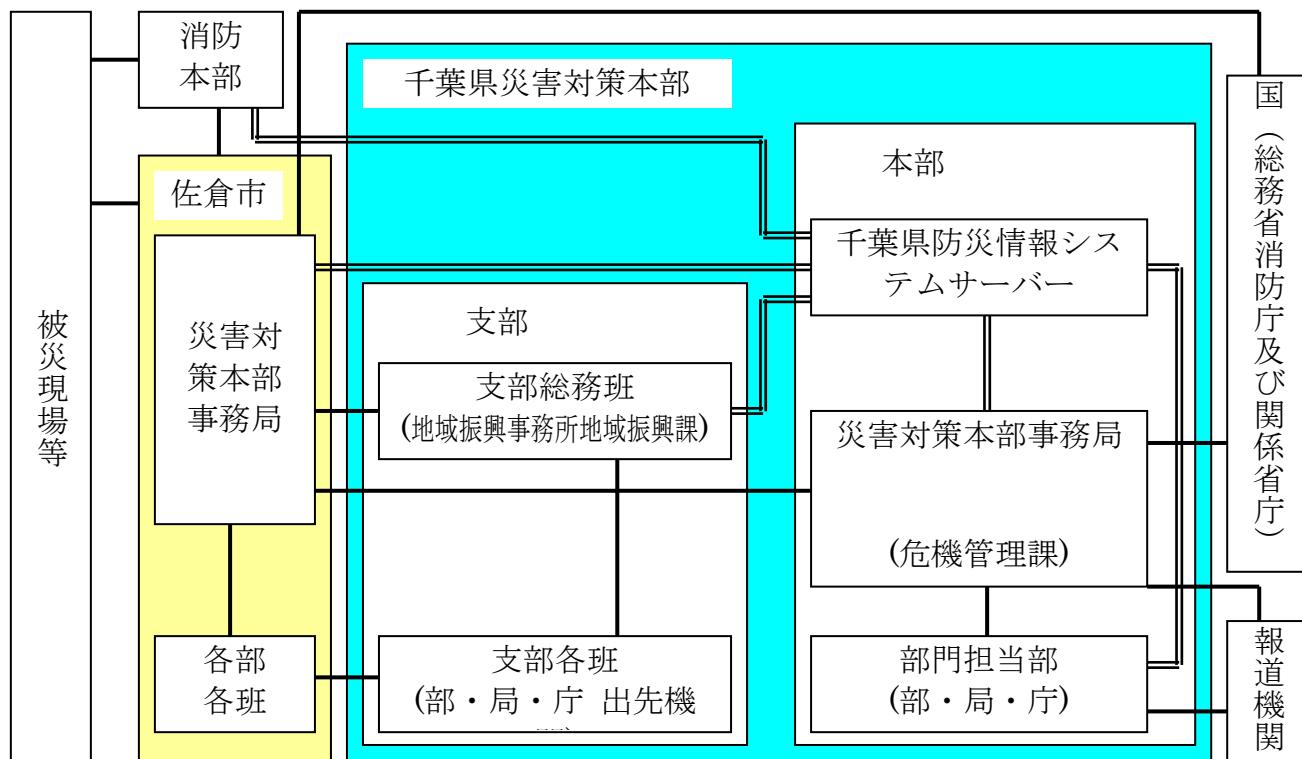
市は、関係機関と協力のうえ、住民等に対し、被害情報や避難状況、応急対策の状況について提供を行う。

なお、被害情報等提供の方法等については、「第6節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



— 千葉県防災情報システムによる報告ルート

— 電話・FAX等による報告ルート

※ 千葉県本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（千葉県災害対策本部未設置の場合は、防災危機管理部危機管理課）

千葉県部門担当部：千葉県災害対策本部の部（千葉県災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

千葉県支部総務班：千葉県災害対策本部支部総務班（千葉県災害対策本部未設置の場合は印旛地域振興事務所地域振興課）

佐倉市本部事務局：佐倉市市災害対策本部事務局（佐倉市災害対策本部未設置の場合は、危機管理室）

佐倉市各部各班：佐倉市災害対策本部組織における部・班（佐倉市災害対策本部未設置の場合は、部・室・事務局・課）

消防本部：佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

(2) 報告手続等

① 報告基準

市は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」に基づき、次の基準に該当する災害の場合、千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）へ報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、千葉県における

被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

② 報告の種別等

千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

③ 報告すべき事項

市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度等は別表2「被害の認定基準」に基づき判定する。）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

2) 主な応急措置の実施状況

3) その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要事項

（3）市が実施する情報収集報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、「2. 気象情報等の収集・伝達」及び「3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達」に定めるところにより、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

（4）防災関係機関が実施する情報収集報告

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、隨時、県、市及び防災関係機関に報告又は通報を行う。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

（5）千葉県被害情報等報告要領

佐倉市地域防災計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、千葉県が定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

（6）報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

① 総括責任者

市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する責任者として、市及び防災関係機関において1名選任する。

なお、市における総括責任者は、危機管理室長とする。

② 取扱責任者

市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う責任者として、市及び防災関係機関において所掌事務等を勘案して選任する。

なお、市における取扱責任者は、原則として各部長とする。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

勤務時間内において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49013（地上系）（消防庁応急対策室）

048-500-90-49013（衛星系）（〃）

FAX 120-90-49033（地上系）（〃）

048-500-90-49033（衛星系）（〃）

イ 一般加入電話

電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）

FAX 03-5253-7537（〃）

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電話 500-7320（地上系）（防災危機管理部危機管理課）

012-500-7320（衛星系）（〃）

FAX 500-7298（地上系）（〃）

012-500-7298（衛星系）（〃）

イ 一般加入電話

電話 043-223-2175（防災危機管理部危機管理課）

FAX 043-222-1127（〃）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系）（消防庁宿直室）

048-500-90-49102（衛星系）（〃）

FAX 120-90-49036（地上系）（〃）

048-500-90-49036（衛星系）（〃）

イ 一般加入電話

電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）

F A X 03-5253-7553 (〃)

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

012-500-7225 (衛星系) (〃)

F A X 500-7110 (地上系) (〃)

012-500-7110 (衛星系) (〃)

イ 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

F A X 043-222-5219 (〃)

別表1 報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市 消防本部	<p>①庁舎等の状況 ②災害規模概況 　　災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③応急対策の状況 　　当該災害に対して講じた応急対策について報告 ④措置情報 　　災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告</p>	<p>①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに 　　[電話、FAX]</p>
	防災関係 機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	<p>①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに 　　[電話、FAX]</p>
災害総括報告	定時 報告	<p>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定期的に報告</p> <p>①被害情報 　　市域の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数)</p> <p>②措置情報 　　災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況</p>	<p>①原則として1日2回 　　9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 　　[電話、FAX及び端末入力]</p>
災害総括報告	確定時 報告	<p>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告</p> <p>本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること</p> <p>①被害情報 　　市内の全般的な被害状況(件数)</p> <p>②措置情報 　　災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況</p> <p>③被害額情報 　　市内の施設被害額及び産業別被害額</p>	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった前年の1月1日から12月31日現在までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害詳細報告	市	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

※防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

区分		認定基準
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の患者を入院させるためのを有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。

区分	認定基準	
その他被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
被害金額	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及び他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

区分	認定基準
被害金額	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第3節 水防活動

《基本方針》

河川等の洪水、決壊、溢水による水害及び内水はん濫による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、的確な気象情報等の収集・把握、降雨の状況や水位変動の把握、災害危険箇所の巡視・点検、水防応急措置の実施等の状況に応じた水防活動を行う。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理室）、土木部土木班、道路班、各部水防班
 佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
 千葉県、関係機関

1. 水防活動に関する基本的な考え方

（1）水防活動に関する責任等

水防活動については、災害対策基本法のほか、水防法に規定されているところであり、市町村長の責務とされている。

なお、水防法に定める水防活動の多くは、基本的に河川等の管理者が実施する活動であるが、水防活動には多くの人員を要することから、佐倉市においては、これを補佐する組織として、佐倉市職員にて構成される「佐倉市水防班」を特別配備として組織するとともに、その事務局を災害対策本部事務局に置く。

また、消防組織法において、「水防」は、消防の任務に含まれており（消防組織法第1条）、地域の総合的な防災組織である消防団についても、水防活動を実施する。

このほか、印旛沼土地改良区や鹿島川土地改良区等の関係機関は、農業用用排水施設等の管理者として、当該施設を原因とする水害を防止するための活動を実施する。

（2）主な水防活動

主な水防活動としては、次のような活動がある。

なお、各水防活動の具体的な内容等については、「3. 水防活動の内容」に定めるところによる。

① 水防措置

- ア 河川等の巡視
- イ 積土のう等の水防工法による応急措置
- ウ 水門・樋門等の開閉
- エ ポンプ排水

② 警戒区域の設定

③ 住民に対する広報

④ 被災者の救助、避難誘導

2. 水防活動実施体制

(1) 気象情報等の収集・伝達

① 気象情報等の収集

危機管理室は、迅速な水防活動を実施するため、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところにより、気象庁の発表する気象注意報、警報、特別警報等を速やかに収集する。

② 水防警報等の収集

水防法の規定により、知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならないとされていることから、危機管理室は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県と緊密に連絡して、水防警報等を収集する。

なお、佐倉市内において、知事が水防法第16条の規定により水防警報を発し、同法第13条の2の規定により水位情報の通知及び周知が行われる河川は、次のとおりである。

河川名	観測所	水防団待機 (通報) 水位 (m)	はん濫注意 (警戒) 水位 (m)	避難判断 (特別警 戒) 水位 (m)	はん濫危険 (計画高水位) 水位 (m)	水防警戒区間
高崎川	鎌木橋	3. 50	4. 00	4. 80	4. 80	佐倉市高岡 (JR 橋梁下 流) ～ 鹿島川合流点

③ 河川水位等の収集

危機管理室は、千葉県防災情報システム、民間気象情報サービスシステム等を通じて、河川等の水位を収集するほか、必要に応じ、第1配備職員、第2配備職員又は水防班員を現地に派遣することにより、被害の発生状況や水位等の情報を収集する。

(2) 水防活動実施体制

① 水防準備体制

ア 配備時期

次のうち、1以上が該当する場合とする。

- 1) 指揮監（千葉県国土整備部河川環境課長）より「水防指令（水防準備体制）」が発令された場合
- 2) 佐倉市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表され、市長が必要と認めた場合

イ 配備内容

- 1) 災害対策本部事務局

危機管理室職員は、あらかじめ定められた出動職員編成に基づき、参集し、情報収集・連絡活動等を実施する。

② 水防注意体制

ア 配備時期

次のうち、1以上が該当する場合とする。

- 1) 指揮監（千葉県国土整備部河川環境課長）より「水防指令（水防注意体制）」が発令された場合
- 2) 佐倉市に「大雨注意報・警報」、「洪水注意報・警報」のいずれかが発表され、市長が必要と認めた場合
- 3) 高崎川(鎧木橋水位観測所)の水位が3.5mを超え、市長が必要と認めた場合

イ 配備内容等

- 1) 災害対策本部事務局（危機管理室）

危機管理室職員は、参集し、情報収集・連絡活動等を実施する。

- 2) 土木部土木班、道路班

土木部土木班及び道路班の職員のうち指名された職員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部から指示のあった場合（本部設置前にあっては、危機管理室から依頼があった場合）は、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定める事務分掌に基づいた対応を行う。

また、災害対策本部からの指示のない場合（本部設置前にあっては、危機管理室から依頼のない場合）においても、降雨状況等を勘案し、土木部長の判断のもと、必要に応じて対応を行う。

その他の職員は、自宅待機とし、連絡のとれる体制をとる。

- 3) 水防班

各部水防班の職員のうち指名された職員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部から指示のあった場合（本部設置前にあっては、危機管理室から依頼があった場合）は、水位情報等の収集及び担当河川・地区周辺の巡視を行う。

また、災害対策本部からの指示のない場合（本部設置前にあっては、危機管理室から依頼のない場合）においても、降雨状況等を勘案し、現地指揮者の判断のもと、必要に応じて担当河川・地区周辺の巡視を行う。

その他の水防班員は、自宅待機とし、連絡のとれる体制をとる。

- 4) 消防団

消防団本部事務局（危機管理室）からの連絡により、責任者に指名された団員は、水位情報等の収集・担当河川周辺の巡視を行う。

その他の団員は、自宅又は機庫に待機し、出動待機体制をとる。

③ 水防警戒体制

ア 配備時期

次のうち、1以上が該当する場合とする。

- 1) 指揮監（千葉県国土整備部河川環境課長）より「水防指令（水防警戒体制）」が発令された場合
- 2) 佐倉市に「大雨注意報・警報」、「洪水注意報・警報」のいずれかが発表され、市長が必要と認めた場合

3) 高崎川(鏑木橋水位観測所)の水位が4.0mを超え、市長が必要と認めた場合
イ 配備内容等

1) 災害対策本部事務局

危機管理室職員は、参集し、情報収集・連絡活動等を実施する。

なお、危機管理室職員のみで、対応が困難な場合は、本部付き職員を動員するほか、市民部市民窓口班（市民課）、市民部健康保険班（健康保険課）及び市民生活班（自治人権推進課）に対し、応援職員の派遣を要請する。

2) 土木部土木班、道路班

土木部土木班及び道路班の職員のうち指名された職員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部から指示のあった場合（本部設置前にあっては、危機管理室から依頼があった場合）は、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定める事務分掌に基づいた対応を行う。

また、災害対策本部からの指示のない場合（本部設置前にあっては、危機管理室から依頼のない場合）においても、降雨状況等を勘案し、土木部長の判断のもと、必要に応じて対応を行う。

その他の職員は、自宅待機とし、連絡のとれる体制をとる。

3) 水防班

各部水防班員のうち、現地指揮者及び巡回班は、水位情報等の収集及び担当河川・地区周辺の巡回を行う。

その他の水防班員は、各職場に参集し、出動体制を整え各職場にて待機する。

災害対策本部からの指示のあった場合（本部設置前にあっては、危機管理室からの依頼のあった場合）は、現地に出動し、各担当業務に従事する。

また、災害対策本部から指示のない場合（本部設置前にあっては、危機管理室からの依頼のない場合）においても、降雨状況や被害状況等を勘案し、緊急性を要すると現地指揮者が判断するときは、災害対策本部からの指示（本部設置前にあっては、危機管理室からの依頼）を待たずして、各担当業務に従事する。

4) 消防団

消防団責任者は、消防団本部事務局（危機管理室）からの連絡により、現地（担当河川又は災害発生場所）に出動し、水防班と合流し、今後の対応について協議する。

団員は、消防団責任者の指揮のもと、水防活動等を行う。

(3) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への出動及び応援要請

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し、水防活動を実施するところであるが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長（市長）が判断したときは、災害対策本部事務局（危機管理室）を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行う。

(4) 職員等の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、水防活動の実施の責任を有する者は、水防活動に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

また、避難誘導等を行う際も、職員等の安全を確保しなければならない。

3. 水防活動の内容

(1) 水防措置

別に定める「佐倉市災害対策本部水防活動要領」による。

(2) 警戒区域の設定

「第7節 応急避難」に定めるところによる。

(3) 住民等に対する広報

市は、関係機関と協力のうえ、住民等に対し、被害情報や避難状況、水防活動実施状況等について情報提供を行う。

なお、広報の方法等については、「第6節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(4) 被災者の救助、避難誘導

被災者の救助については、「第12節 消火・救助対策」に定めるところによる。

また、避難誘導については、「第7節 応急避難」に定めるところによるほか、避難先となる避難所の設置・管理については、「第8節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

4. 水防配備の解除

水防管理者（市長）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、印旛土木事務所を通じ、指揮監（千葉県県土整備部河川環境課長）に報告するほか、千葉県警察佐倉警察署、佐倉市八街市酒々井町消防組合、その他関係機関に対し、配備を解除した旨を連絡する。

第4節 応援の要請・受入れ

地震災害対策編 第3章 第3節に準じる。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

地震災害対策編 第3章 第4節に準じる。

第6節 災害広報・広聴対策

地震災害対策編 第3章 第5節に準じる。

第7節 応急避難

地震災害対策編 第3章 第6節に準じる。

第8節 避難所の設置・管理

地震災害対策編 第3章 第7節に準じる。

第9節 広域避難の要請・受入れ

地震災害対策編 第3章 第8節に準じる。

第10節 帰宅困難者等対策

地震災害対策編 第3章 第9節に準じる。

第11節 要配慮者への対応

地震災害対策編 第3章 第10節に準じる。

第12節 消火・救助対策

地震災害対策編 第3章 第11節に準じる。

第13節 医療救護

地震災害対策編 第3章 第12節に準じる。

第14節 安全確保対策

地震災害対策編 第3章 第13節に準じる。

第15節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行

地震災害対策編 第3章 第14節に準じる。

第16節 災害救助法の適用

地震災害対策編 第3章 第15節に準じる。

第17節 緊急輸送活動・交通の機能確保

地震災害対策編 第3章 第16節に準じる。

第18節 緊急物資の供給

地震災害対策編 第3章 第17節に準じる。

第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

地震災害対策編 第3章 第18節に準じる。

第20節 行方不明者及び遺体の搜索・収容・処理及び埋葬

地震災害対策編 第3章 第19節に準じる。

第21節 環境対策

地震災害対策編 第3章 第20節に準じる。

第22節 保健衛生活動

地震災害対策編 第3章 第21節に準じる。

第23節 ライフラインの応急対策

地震災害対策編 第3章 第22節に準じる。

第24節 応急教育等

地震災害対策編 第3章 第23節に準じる。

第25節 応急公用負担等

地震災害対策編 第3章 第24節に準じる。

第26節 ボランティア協力対策

地震災害対策編 第3章 第25節に準じる。